

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構業務方法書

平成15年10月1日

機構規程第1号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 鉄道建設関係業務(第3条—第16条の3)
- 第3章 海事関係業務(第17条—第44条)
- 第4章 地域公共交通等関係業務(第45条—第49条)
- 第5章 鉄道助成関係業務(第50条—第57条)
- 第6章 特例業務(第58条—第64条の7)
- 第7章 業務の委託に関する基準(第65条)
- 第8章 競争入札その他契約に関する事項(第66条—第70条)
- 第9章 役員(監事を除く。)の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(第71条—第84条)
- 第10章 役員等の責任の一部免除又は限定(第85条)
- 第11章 雑則(第86条・第87条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)の業務の方法について、基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、その行う業務の公共性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図りつつ、業務の適正かつ能率的な運営に努めるものとする。

第2章 鉄道建設関係業務

(新幹線鉄道施設の建設)

第3条 機構は、全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号。以下「整備法」という。)第8条の規定による建設の指示及び同法第9条第1項の規定により認可を受けた工事实施計

画に従って、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号。以下「法」という。)第13条第1項第1号に規定する新幹線鉄道に係る鉄道施設(以下この章において「新幹線鉄道施設」という。)の建設を行うものとする。

- 2 新幹線鉄道施設は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号。以下「鉄道技術基準省令」という。)の規定に適合し、安全かつ円滑な列車の運行を確保できる構造を有するものとする。

(新幹線営業主体との協議)

第4条 機構は、整備法第9条第1項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線(以下「建設線」という。)の営業を行う法人(以下「新幹線営業主体」という。)と協議するものとする。

(新幹線の調査)

第5条 機構は、整備法第5条第1項の規定による指示に従って、法第13条第1項第2号に規定する調査を行うものとする。

(鉄道施設等の建設又は大改良)

第6条 機構は、法第13条第1項第5号に規定する鉄道又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設(以下「鉄道施設等」という。)の建設及び大改良(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成15年政令第293号。以下「令」という。)第3条に定める大規模な改良をいう。)を行うものとする。

- 2 前項の鉄道施設等は、鉄道技術基準省令の規定に適合し、安全かつ円滑な列車の運行を確保できる構造を有するものとする。

- 3 第1項の鉄道施設の建設又は大改良に係る設計及び工事にあたっては、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第24条の2第1号で定める業務の能力の基準と同等以上の体制を整備して行うものとする。

(鉄道施設等の貸付け)

第7条 機構は、法第13条第1項第3号の規定により、新幹線営業主体に対して新幹線鉄道施設を貸し付けるものとする。

- 2 機構は、法第13条第1項第6号の規定により、都市鉄道等利便増進法(平成17年法律第41号)第2条第6号に規定する都市鉄道利便増進事業による整備に係る鉄道施設等の営業を行う同法第5条第5項に規定する認定速達性向上事業者又は同法第15条第6項に規定する認定駅施設利用円滑化事業者(以下「認定営業主体」という。)に対して令第5条第1項第3号に規定する鉄道施設等を貸し付けるものとする。

3 機構は、法第13条第1項第6号の規定により、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第61号)附則第2条第1項に規定する新会社(以下「新会社」という。)に対して令附則第11条第1項に規定する鉄道施設(貸付けに係るものに限る。)を貸し付けるものとする。

4 機構は、法第13条第1項第6号の規定により、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)第1条第1項に規定する北海道旅客鉄道株式会社(以下「北海道旅客鉄道株式会社」という。)に対して法附則第9条に規定する鉄道施設を貸し付けるものとする。

(鉄道施設の貸付料等)

第8条 機構が、前条第1項の規定により新幹線営業主体に対して新幹線鉄道施設を貸し付ける場合及び令附則第11条第1項の規定により新幹線営業主体に対して新幹線鉄道施設を貸し付けたものとみなされる場合の毎事業年度の貸付料の額は、令第6条に規定するところにより定め、收受するものとする。

2 機構が、前条第2項の規定により認定営業主体に対して同項の鉄道施設等を貸し付ける場合の毎事業年度の貸付料の額は、令第7条の2に規定するところにより定め、收受するものとする。

3 機構が、前条第3項の規定により新会社に対して同項の鉄道施設を貸し付ける場合の毎事業年度の貸付料の額は、令第7条第1項に規定するところにより定め、收受するものとする。

4 機構が、前条第3項の規定により新会社に対して貸し付けた鉄道施設であって、その貸し付けた日から起算して令第5条第2項第1号の国土交通大臣が指定する期間を経過したものを譲渡する場合における譲渡価額は、令第7条第2項に規定するところにより定め、收受するものとする。

5 機構が、前条第4項の規定により北海道旅客鉄道株式会社に対して同項の鉄道施設を貸し付ける場合の毎事業年度の貸付料の額は、令附則第5条に規定するところにより定め、收受するものとする。

(貸付料の收受の方法)

第9条 前条第1項、第2項、第3項又は第5項の貸付料は、分割して定期に納入させることができるものとする。

(鉄道施設の譲渡価額等)

第10条 機構が、法第13条第1項第6号の規定により鉄道事業者に対して鉄道施設等を譲渡

する場合における譲渡価額及び対価並びに令附則第11条第1項の規定により鉄道事業者に対して鉄道施設(譲渡に係るものに限る。)を法第13条第1項第6号の規定により譲渡したものとみなされる場合における対価は、令第8条に規定するところにより定め、收受するものとする。

第10条の2 機構は、前条の規定により別に定める鉄道施設等を譲渡する場合又は譲渡したものとみなされる場合における対価(以下「鉄道施設等譲渡対価」という。)を收受する場合において、鉄道事業者から申し出があったときは、翌事業年度以降に支払う予定とされていた鉄道施設等譲渡対価の全部又は一部を別に定める限度額の範囲内において繰り上げて支払うことに応じることができる。

2 機構は、前項の規定により鉄道施設等譲渡対価の全部又は一部を繰り上げて支払うことに応じる場合には、当該支払額のほか、当該鉄道事業者から別に定める方法により計算した補償金を徴収するものとする。

(災害復旧工事)

第11条 機構は、新幹線営業主体、認定営業主体又は新会社若しくは北海道旅客鉄道株式会社に対して貸し付けた鉄道施設等について災害が発生したときは、速やかに法第13条第1項第4号に規定する復旧工事を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する復旧工事の費用の負担、施行方法等については、当該新幹線営業主体、認定営業主体又は新会社若しくは北海道旅客鉄道株式会社と協議するものとする。

(海外高速鉄道調査等)

第11条の2 機構は、法第13条第3項の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

(1) 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(平成30年法律第40号。以下「海外インフラ展開法」という。)第4条第1項第1号の規定に基づく新幹線鉄道(法第4条第3号に規定する新幹線鉄道をいう。)の技術が活用され、又は活用されることが見込まれる海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究を行う業務

(2) 海外インフラ展開法第4条第1項第2号の規定に基づく前号に規定する海外の高速鉄道に関する調査、測量、設計、工事管理、試験及び研究の全部又は一部を行う事業を実施する者に対し、国土交通大臣の認可を受けてその事業の円滑な実施に必要な資金の出資を行う業務

(3) 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 機構は、前項に掲げる業務を行うに当たっては、海外インフラ展開法第3条第1項の規定

に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針に従うものとする。

- 3 機構は、第1項に掲げる業務を行うに当たっては、海外インフラ展開法第14条の規定に基づき、国土交通大臣及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者と、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(事務所等の建設及び管理)

第12条 機構は、法第13条第1項第1号から第6号まで及び第11号(同項第1号から第6号までに係る部分に限る。)並びに第3項の業務の遂行に支障のない範囲内において、高架の鉄道施設を有効に利用するため、法第13条第4項第1号に規定する事務所、倉庫、店舗その他の施設(以下「事務所等」という。)を建設することができるものとする。

- 2 機構は、前項の事務所等を建設するときは、鉄道施設の構造又は列車の運行に支障を及ぼさないように措置するとともに、その管理を公正かつ適切に行うものとする。

- 3 機構は、第1項の事務所等を適正に使用することができ、かつ、賃貸料を支払う能力を有する者に賃貸するものとし、その賃貸料の額は、当該事務所等に類似する施設の賃貸料を基準とし、立地条件等を勘案して定めるものとする。

(鉄道に関する工事等)

第13条 機構は、法第13条第1項第1号から第6号まで及び第11号(同項第1号から第6号までに係る部分に限る。)並びに第3項の業務の遂行に支障のない範囲内において、法第13条第4項第2号に規定する鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うことができるものとする。

- 2 前項の鉄道に関する設計及び工事にあつては、鉄道事業法施行規則第24条の2第1号で定める業務の能力の基準と同等以上の体制を整備して行うものとする。

- 3 機構は、第1項の業務を委託を受けて行おうとするときは、委託者との間に委託契約を締結するものとする。

- 4 機構は、第1項の業務の委託を受けたときは、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(業務の特例)

第14条 第6条第1項の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、法附則第14条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法(昭和39年法律第3号。以下「旧公団法」という。)第22条第2項の規定による工事实施計画の指示を受けて日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)が当該建設又は大改良を行っていたもののうち、同条

第4項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、その事業が終了するまでの間は、法附則第11条第4項に定めるところにより引き続き当該工事实施計画の指示に従って行うものとする。

第14条の2 機構は、法附則第11条第1項第1号の規定に基づき、新幹線鉄道の建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る新幹線営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、助成金の交付を行うことができるものとする。

(鉄道事業者との協議)

第15条 機構は、旧公団法第22条第2項の規定による工事实施計画の変更の指示があつたときは、次に掲げる事項について、同条第1項に規定する鉄道事業者と協議するものとする。

- (1) 工事の完成予定期日
- (2) 工事の施行方法に関する事項
- (3) 譲渡の手續に関する事項
- (4) 譲渡の対価の収受に関する事項
- (5) その他必要な事項

(区分計算)

第16条 機構は、令第5条第3項第1号に規定する建設線の区間又は同項第2号に規定する工事の区間(同項ただし書の規定に基づき、これらの区間の一部に係る鉄道施設等を貸し付け又は譲渡する場合においては、当該区間の一部)ごとに、当該区間に係る鉄道施設等の建設又は大改良に係る資金の区分及び当該鉄道施設等に係る機構の収支の状況を明らかにするよう区分計算するものとする。

(勘定間の繰入れ)

第16条の2 機構は、法第17条第7項の規定に基づき、整備法第4条第1項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第6条第1項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止しようとする鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始しようとする場合において、当該建設線に係る建設工事の工期が遅延したことに起因して生じた事態に対処するため、当該他の者に対して第45条第1項第1号の出資を行うときは、当該出資に要する費用に相当する金額を建設勘定から地域公共交通等勘定に繰り入れるものとする。

2 機構は、法第17条第8項の規定に基づき、前項の出資に基づいて取得した株式の全部又は一部を処分したときは、当該株式の処分により生じた収入の額(当該株式の取得に要した費用の額を超える額がある場合には、その額を除く。)に相当する金額を地域公共交通等勘定から建設勘定に繰り入れるものとする。

(取扱要領等)

第16条の3 機構は、前条の勘定間の繰入れを行うに当たっては、あらかじめ、繰入れに必要な事項を定めた繰入基準を定めるものとする。

第3章 海事関係業務

(船舶の建造等)

第17条 機構は、法第13条第1項第7号の規定に基づき、海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者を使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡する業務(これらに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

(船舶の建造の実施の決定)

第18条 機構は、海上運送事業者から船舶の建造の申込みがあった場合には、当該船舶の建造が適正かつ円滑な海上運送に必要であるか否かを慎重に審査して、当該建造の実施を決定するものとする。

2 前項の建造に関する審査基準の細目は、別に定める。

(船舶の共有)

第19条 機構は、海上運送事業者と費用を分担して建造した船舶(以下「共有船舶」という。)を当該海上運送事業者と共有するものとする。

2 機構は、前項の共有船舶を共有しようとするときには、当該海上運送事業者との間に共有契約を締結するものとする。

(使用料の徴収)

第20条 機構は、共有事業者(共有船舶を機構と共有する者をいう。以下同じ。)から共有船舶の使用料を徴収するものとする。

2 機構は、使用料の徴収を確実にするため、保証人を立てさせる等使用料に係る債権の保全に必要な措置を講じることができるものとする。

(船舶の建造等の条件)

第21条 第18条の規定により実施が決定された船舶の建造並びに当該船舶の使用及び譲渡は、次の条件で行うものとする。

(1) 使用料

使用料の金額は、次に掲げる費用の合計額として設定する。この場合において、イの額については、2年(貨物船にあつては、3年)を限度として据え置くことができる。

イ 機構の共有持分に対する減価償却費に相当する額

ロ 機構の持分価額に対する利息に相当する額(当該額を計算する利率は、銀行の貸付利率及び政府からの借入金の利率その他の事由を勘案し、別に定める。)

ハ 機構の一般管理費の一部に相当する額(当該額を使用料に加える場合の基準及びその計算方法は、別に定める。)

(2) 譲渡の価額

共有船舶の譲渡価額は、第23条第3号の措置を講じる場合を除き、機構が行っている減価償却の方法によって計算される現在価額(物価の著しい変動その他の事情を勘案して機構において当該価額によることが不適當であると認める場合は、時価)とする。

(3) その他別に定める条件

(共有船舶の早期譲渡)

第22条 機構は、共有事業者の請求があつたときは、共有期間内において、当該事業者により共有船舶を譲渡することができる。

2 機構は、前項の規定により共有船舶を譲渡する場合は、共有事業者から別に定める方法により計算した解約手数料を徴収するものとする。ただし、当該譲渡の事由を勘案して、解約手数料を徴収することが著しく困難又は不適當と認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(共有事業者の持分の買取り等)

第23条 機構は、共有期間内において、共有事業者により共有契約に対する重大な違反があつた場合その他法第3条の目的を達成するため必要やむを得ない事由が生じたときは、次の措置を講じることができる。ただし、その理由が共有事業者の責に帰すべきものでない場合は、その者との協議によるものとする。

(1) 共有事業者に、その持分を機構に譲渡させ、当該譲渡に係る船舶を他の海上運送事業者に譲渡し、又は使用させること。

(2) 共有事業者に、その持分を他の海上運送事業者に譲渡させること。

(3) 機構の持分を共有事業者に買い取らせること。

(延滞損害金)

第24条 機構は、共有事業者が共有船舶の使用料の支払を怠つた場合には、その支払うべき期日の翌日から支払をした日までの日数に応じ、当該支払をすべき金額につき別に定め

る割合を乗じて計算した延滞損害金を徴収するものとする。ただし、天災その他支払を怠ったことにつきやむを得ない事由があると認められる場合は、その全部又は一部を免除することができる。

(違約金)

第25条 機構は、共有事業者が共有契約その他船舶の建造、使用又は譲渡に関する契約に違反したときは、当該事業者から別に定める方法により計算した違約金を徴収することができる。

(技術的援助)

第26条 機構は、法第13条第1項第8号の規定に基づき、第17条の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助(これに附帯する業務を含む。本条及び次条において同じ。)を行うものとする。

2 機構は、前項の業務を委託を受けて行おうとするときは、委託者との間に委託契約を締結するものとする。

3 機構は、第1項の業務の委託を受けたときは、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(技術的援助に必要な情報の収集等)

第27条 機構は、前条の規定による技術的援助に必要な情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

2 機構は、前項の成果を前条の海上運送事業者に提供するものとする。

第28条から第43条まで 削除

(業務の特例)

第44条 機構は、当分の間、第17条及び第26条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

(1) 法附則第11条第1項第2号の規定に基づく、法附則第14条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成9年法律第83号。以下「旧事業団法」という。)附則第15条の規定による廃止前の船舶整備公団法(昭和34年法律第46号)第19条第1号の規定により改造した国内旅客船を法第4条第6号イ又はロに掲げる者に使用させ、及び当該国内旅客船を当該者に譲渡する業務(これに附帯する業務を含む。)

(2) 法附則第11条第1項第2号の規定に基づく、旧事業団法第20条第1項第5号の規定により建造した貨物船(船舶安全法(昭和8年法律第11号)にいう近海区域を航行区域とするも

のに限る。)を旧事業団法第2条第9号の海上貨物運送事業者又は同条第10号の貨物船貸渡業者に使用させ、及び当該船舶を当該者に譲渡する業務(これに附帯する業務を含む。)

- (3) 法附則第11条第5項の規定に基づく、法の施行の際現に旧事業団法第20条第1項第8号の規定により運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)が締結している貸付契約及び同項第9号の規定により事業団が締結している保証契約に係る業務

第4章 地域公共交通等関係業務

(地域公共交通出資等)

第45条 機構は、法第13条第1項第9号及び第10号の規定に基づき、次の業務(これらに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第29条の2第1項第1号の規定に基づく認定軌道運送高度化事業等(活性化再生法第28条第2項に規定する認定軌道運送高度化事業等をいう。)の実施に必要な資金を出資し、又は貸し付ける業務
- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「物流総合効率化法」という。)第20条の2第1項第1号の規定に基づく認定総合効率化事業(物流総合効率化法第18条第1項に規定する認定総合効率化事業をいう。)の実施に必要な資金を貸し付ける業務
- (3) 活性化再生法第29条の2第1項第2号又は物流総合効率化法第20条の2第1項第2号の規定に基づく、前2号に掲げる業務に関連して必要な調査を行う業務

2 機構は、前項第1号及び第2号に掲げる業務を行うに当たっては、活性化再生法第29条の2第2項又は物流総合効率化法第20条の2第2項に規定する国土交通大臣の認可を受けて定める基準(以下「業務基準」という。)に従うものとする。

(実施要領)

第46条 機構は、業務基準のほか、前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務を行うに当たって必要な事項に関する実施要領を定めるものとする。

第47条及び第48条 削除

(業務の特例)

第49条 機構は、当分の間、第45条第1項に規定する業務のほか、法附則第11条第1項第3号の規定に基づき、内航海運組合法(昭和32年法律第162号)第58条において準用する同法第8条第1項第5号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金

の一部を貸し付ける業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

2 前項の資金の貸付けの実施基準及び条件等については、別に定めるものとする。

第5章 鉄道助成関係業務

(補助金等の交付)

第50条 機構は、法第13条第2項の規定に基づき、次の業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができるものとする。

(1) 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設等の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、国の補助金等(補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であって令第4条で定めるものをいう。以下同じ。)の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

(2) 鉄道軌道整備法(昭和28年法律第169号)第8条第8項又は踏切道改良促進法(昭和36年法律第195号)第19条第3項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

(3) 前2号に規定するもののほか、鉄道施設等の建設又は改良(これらに関する調査を含む。)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

(業務の特例)

第51条 機構は、当分の間、法附則第11条第1項第4号の規定に基づき、中央新幹線(平成23年5月26日に整備法第7条第1項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この項において同じ。)の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

2 機構は、令附則第11条第2項の規定により機構が法附則第11条第1項第5号の規定により貸し付けているものとみなされる旧事業団法第20条第1項第3号の規定により東京地下鉄株式会社に対して貸し付けている資金(旧事業団法附則第15条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成3年法律第46号。以下「旧基金法」という。)第20条第1項第3号の規定による貸付けを含む。)の償還に係る業務を行うものとする。

3 機構は、法附則第11条第11項の規定に基づき、旧事業団法第20条第1項第3号の規定に

よる東京地下鉄株式会社への貸付金(旧基金法第20条第1項第3号の規定による貸付金を含む。)の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

- 4 機構は、当分の間、法附則第11条第1項第6号の規定に基づき、法附則第3条第11項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第1項に規定する旅客会社(第64条の2において「旅客会社」という。)の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れる業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。
- 5 機構は、当分の間、法附則第11条第1項第7号の規定に基づき、同条第9項の規定により国土交通大臣が定める利率、償還期間及び償還方法により、前項の長期借入金の償還及び当該長期借入金の利子の支払に係る業務(これに附帯する業務を含む。)を行うものとする。

第52条 機構は、第50条に規定する業務のほか、法附則第11条第3項の規定に基づき、旧基金法附則第10条第2項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第7条第1項の規定により事業団が承継した債務のうち法附則第3条第1項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払(これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。)に関する業務について、償還計画に定めたところにより、確実かつ円滑に実施するものとする。

- 2 機構は、法附則第11条第3項の規定に基づき、新幹線鉄道保有機構が新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成3年法律第45号。以下「譲渡法」という。)附則第19条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第22条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

第53条 機構は、第50条に規定する業務のほか、法附則第11条第5項の規定に基づき、機構法の施行の際現に旧事業団法第20条第1項第2号に掲げる業務に関し同条第7項の規定により事業団が締結している協定に係る業務を行うものとする。

(交付の条件等)

第54条 機構は、第50条の補助金等の交付の決定をする場合には、法第13条第2項の規定に従い補助金等の交付が行われるよう条件を付するものとする。

- 2 機構は、法第23条において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第17条の規定により、第50条の補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合には、国土交通大臣に届け出るものとする。

(勘定間の繰入れ)

第55条 機構は、法第17条第2項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等については、助成勘定に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、建設勘定に繰り入れるものとする。

2 機構は、法第17条第3項の規定に基づき、法附則第3条第1項の規定により機構が承継した譲渡法第1条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権(以下「特定債権」という。)に基づき、同法第2条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額(以下「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。)については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、法第13条第1項第1号に掲げる業務に関する事業に要する費用(当該事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。)の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。ただし、法第17条第5項の規定に基づき、同条第3項第1号に掲げる事業(旧公団法第19条第1項第1号に掲げる業務に関する事業であって、譲渡法附則第2条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法(昭和61年法律第89号)附則第13条第1項の交付金、旧基金法第20条第1項第1号の交付金又は旧事業団法第20条第1項第1号の交付金の交付を受けて行われたものを含む。)について、令第10条で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

3 機構は、法第17条第3項の規定に基づき、特定債権に基づく毎事業年度の支払額については、助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を法第13条第1項第5号に掲げる事業(旧事業団法第20条第1項第3号の規定による貸付けに係るものに限る。)に要する費用の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。ただし、法第17条第6項の規定に基づき、同条第3項第2号に掲げる事業に要する費用の一部に充てるため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については、令第11条で定めるところにより、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

4 機構は、法附則第3条第10項の規定に基づき、同項の規定により、機構の設立の時ににおいて助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなされた繰入金については、旧事業団法第20条第9項に規定する償還条件を勘案して令附則第3条で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

5 機構は、法附則第3条第11項の規定に基づき、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。)に基づいて自らが

行うこととされた業務を確実に円滑に実施するため、旧事業団法附則第7条第1項の規定により事業団が承継した公団に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第7条第5項に規定する償還条件を勘案して令附則第4条で定める方法により、助成勘定から特例業務勘定に繰り入れるものとする。

- 6 機構は、法附則第10条第6項の規定に基づき、同条第1項の規定により貸付を受けた無利子貸付金及び同条第4項の規定により国から交付を受けた補助金については、助成勘定に繰り入れ、これらに相当する金額を建設勘定に繰り入れるものとする。ただし、無利子貸付金の償還時においては、当該無利子貸付金の償還金に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

(助成等の額の範囲)

第56条 前条第2項及び第3項の規定による繰り入れは、法第17条第4項に定める額の範囲内において行うものとする。

(取扱要領等)

第57条 機構は、第50条(第2号を除く。)及び第51条(第4項及び第5項を除く。)の助成業務を行うに当たっては、あらかじめ、補助金等の交付に必要な事項を定めた取扱要領又は貸付金の貸付に必要な事項を定めた貸付要綱を定め、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更するときも、同様とする。

- 2 機構は、第55条第1項、第2項前段、第3項及び第6項の勘定間の繰り入れを行うに当たっては、あらかじめ、繰り入れに必要な事項を定めた繰り入れ基準を定めるものとする。

第6章 特例業務

(年金の給付に要する費用等の支払い)

第58条 機構は、債務等処理法第13条第1項第1号の規定に基づき、次に掲げる費用等の支払いについて、計画的かつ確実に実施するものとする。

- (1) 日本国有鉄道の職員であった者等に係る恩給の支払いに充てるべき費用
- (2) 日本国有鉄道の職員であった者等に係る年金追加費用等に要する費用
- (3) 日本鉄道共済組合の長期給付事業の厚生年金保険への統合に伴う費用負担に充てるものとして機構が負担することとされた額

(資産の処分)

第59条 機構は、債務等処理法第13条第1項第2号の規定に基づき、業務の遂行に必要な資金に充てるため、同法附則第2条の規定により公団が承継した土地その他の資産のうち機

構が承継したもの(以下「特例業務に係る資産」という。)の処分を行う場合には、公正かつ適切に実施するものとする。

- 2 機構は、債務等処理法附則第2条の規定により公団が承継した土地のうち機構が承継したもの(以下「特例業務に係る土地」という。)の処分を行う場合にあっては、第11章の定めにかかわらず、一般競争入札の方法に準じた方法その他の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則(平成10年運輸省令第70号)第5条に定める方法によるものとする。

(宅地の造成等)

第60条 機構は、債務等処理法第13条第1項第3号の規定に基づき、特例業務に係る土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡については、良好な宅地の供給にも配慮しつつ、特例業務に係る資産の処分の効果的な推進に寄与するよう適切に行うものとする。

- 2 機構は、前項の業務により日本国有鉄道改革法第11条第2項に定める承継法人の事業の用に供する施設の移転を行うときは、従前の施設の機能の確保を限度として、当該承継法人の事業内容等を考慮した必要最小限の施設を整備し、これを当該承継法人に引き渡すものとする。

(権利の行使等)

第61条 機構は、債務等処理法第13条第1項第4号の規定に基づき、同法附則第2条の規定により公団が承継した権利及び義務のうち機構が承継したものの行使及び履行に当たっては、それぞれの権利及び義務の性質等に従って適切に行うものとする。

(投資)

第62条 機構は、債務等処理法第21条第1項の規定に基づき、次に掲げる事業に投資することができるものとする。

- (1) 特例業務に係る土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備に係る調査、企画、若しくは広報又は測量、設計若しくは工事を行う事業
- (2) 特例業務に係る資産の処分を促進するための調査、企画又は広報を行う事業
- (3) 特例業務に係る資産が処分されるまでの間において、当該資産を管理し、又は有効に利用する事業

(資金の貸付け)

第63条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法第13条第2項の規定に基づき、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条第3項の会社(資金の貸付

けを受けようとする時において、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行しているものを除く。)の株式処分を効果的に推進するため特に必要がある場合には、当該会社に対し、当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。

(本州と四国を連絡する鉄道施設の改修に必要な資金の交付)

第63条の2 機構は、当分の間、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法第13条第3項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設であつて国土交通大臣が定めるものの改修に必要な資金に充てるための資金の交付を行うことができるものとする。

(委託に基づく宅地の造成等)

第64条 機構は、第58条から第61条までに規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、第60条第1項の業務に関連して行うものに限り、委託を受けて、宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡に関する業務(以下「委託に基づく宅地の造成等」という。)を行うことができるものとする。

2 機構は、委託に基づく宅地の造成等を行おうとするときは、委託者との間に委託契約を締結するものとする。

3 機構は、委託に基づく宅地の造成等については、その業務に要する費用を委託者に負担させるものとする。

(業務の特例)

第64条の2 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第4条第1項の規定に基づき、旅客会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券(以下「特別債券」という。)を平成24年3月31日までの間、発行することができるものとする。

2 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、特別債券の償還及び利子の支払を行うことができるものとする。

3 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、平成24年3月31日までの間、旅客会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けることができるものとする。

第64条の3 機構は、令和13年3月31日までの間、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第5条第1項第1号の規定に基づき、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社

に関する法律第1条第3項に規定する会社(以下「会社」という。)及び鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うことができるものとする。

2 機構は、令和13年3月31日までの間、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第5条第1項第2号の規定に基づき、会社に対し、当該会社の生産性の向上に資する施設等の整備(これに関する調査を含む。)及び管理に必要な資金を出資することができるものとする。

3 機構は、令和13年3月31日までの間、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第5条第1項第3号の規定に基づき、会社に対し、同法第13条第2項の規定による貸付金又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第17号)第1条の規定による改正前の債務等処理法附則第5条第1項の規定による貸付金に係る債権の全部又は一部を出資することができるものとする。

第64条の4 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が指定する金融機関が行う会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付け(令和3年4月1日から令和13年3月31日までの間に締結した契約に基づくものに限る。)について、当該金融機関に対し、利子補給金を支給することができるものとする。

第64条の5 機構は、令和13年3月31日までの間、国土交通大臣の認可を受けて、債務等処理法附則第7条第1項第1号の規定に基づき、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第22条の規定により承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うことができるものとする。

2 機構は、当分の間、前項の規定により取得した土地の処分を行うことができるものとする。

3 機構は、当分の間、前項の業務を効果的に推進するため、同項の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うことができるものとする。

(勘定間の繰入れ)

第64条の6 機構は、債務等処理法第27条第4項の規定に基づき、同項に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

2 機構は、債務等処理法附則第8条第1項の規定に基づき、平成5年度から平成9年度までの間に行われた北陸新幹線(高崎・長野間)の鉄道施設の建設に関するものに係る借入れに係

る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成23事業年度において、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

- 3 機構は、債務等処理法附則第8条第3項の規定に基づき、法附則第11条第1項第1号に掲げる業務に必要な費用(平成23年4月1日から令和13年3月31日までの間における日本貨物鉄道株式会社の同号に規定する鉄道線路の使用に係るものに限る。)に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

(取扱要領等)

第64条の7 機構は、前条の勘定間の繰入れを行うに当たっては、あらかじめ、繰入れに必要な事項を定めた繰入基準を定めるものとする。

第7章 業務の委託に関する基準

(業務の委託に関する基準)

第65条 機構は、業務上必要な調査、測量、設計、試験、研究、工事の施行、土地その他の不動産の取得(借入を含む。)及びこれに伴う補償その他自ら行うことが困難な業務又は機構業務の遂行上他のものに行わせることが適当な業務については、これらの業務を行うに適当な能力を有する者に委託することができるものとする。

- 2 機構は、前項の業務を委託しようとするときは、受託者との間に委託契約を締結するものとする。
- 3 機構は、第1項の業務を委託した場合には、その業務に要する費用を負担するものとする。

第8章 競争入札その他契約に関する事項

(一般競争契約)

第66条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次条及び第68条に規定する場合を除き、公告して申込をさせることにより、競争に付さなければならないものとする。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、別に定めるものとする。

(指名競争契約)

第67条 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条に規定する競争に付

する必要がない場合及び同条の競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより、指名競争に付するものとする。

- 2 契約に係る予定価格が少額である場合その他機構の業務運営上特に必要がある場合においては、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、指名競争に付することができるものとする。

(随意契約)

第68条 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、別に定めるところにより、随意契約によるものとする。

- 2 船舶の建造に係る契約であって、当該船舶の仕様の特殊性、保守管理上の便宜等の理由により、共同建造事業者(第18条の規定により実施が決定された建造を機構と共同して行う者をいう。以下同じ。)が要請する造船所と契約することが適当であると認められるものは、前2条の定めにかかわらず、随意契約によるものとする。ただし、共同建造事業者が競争契約を希望する場合(前項に該当する場合を除く。)は、この限りでない。

- 3 契約に係る予定価格が少額である場合その他機構の業務運営上特に必要がある場合においては、前2条の定めにかかわらず、別に定めるところにより、随意契約によることができる。

(政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続)

第69条 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)に係る物品等又は特定役務の調達手続については、同協定の規定に則してこれを行うものとする。

(落札者の決定等)

第70条 競争に付する場合においては、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約のうち、別に定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、別に定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 機構の所有に属する財産と機構以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、

別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの(同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの)をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

第9章 役員(監事を除く。)の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制
その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する
事項

(内部統制に関する基本方針)

第71条 機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第72条 機構は、法人の基本理念、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理原則及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び理事の分掌に関する事項)

第73条 機構は、理事会の設置及び理事の分掌に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- (3) 理事の事務分掌明示による責任の明確化
- (4) 本社・地方機関間の会議の開催

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第74条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項

イ 業務手順に沿った運営の確保

ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握

ハ 恣意的とならない業務実績評価

- (7) 第4号のモニタリング及び第6号の評価を基にした適切な業務実績等報告書の作成
(内部統制の推進に関する事項)

第75条 機構は、内部統制の推進に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本社における内部統制推進部門の設置及び推進責任者の設置
- (4) 地方機関における内部統制推進責任者の設置
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修等の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針
(リスク評価と対応に関する事項)

第76条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めるものとする。

- (1) リスク管理に係る会議の設置
- (2) 業務部門ごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価
- (4) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (5) 事故・災害等の緊急時に関する事項

イ 災害等の職員の安否確認のためのマニュアルや事故発生時の対応マニュアルの作成

ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定

ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第77条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(1) 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
- ハ 職員から役員に必要な情報(危機管理、内部統制に関する情報)が伝達される仕組み

(2) 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営(情報化の推進)
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (i) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (ii) データへのアクセス権の設定
 - (iii) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (iv) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI(アプリケーション・プログラミング・インターフェイス)の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第78条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

(1) 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

- イ 個人情報保護に係る点検活動の実施
- ロ 個人情報保護に係る法令及び指針等の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第79条 監事及び監事監査に関する事項については、監事が要綱として別に定めるものとし、同要綱には、以下の事項を定めるものとする。

(1) 監事に関する事項

- イ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ロ 補助者の独立性に関すること
- ハ 監事の権限の明確化
- ニ 監事又は会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- イ 監事が定める要綱に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告
- ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への提出

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の理事会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 機構の財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第80条 機構は、内部監査を担当する組織を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第81条 機構は、機構の業務遂行に関して不正行為等を行っていること等を内外から通報するための規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 内部窓口及び外部窓口の設置
- (2) 通報者の保護
- (3) 通報が内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第82条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 監事及び学識経験者からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等についての対応方針

- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第83条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関する規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第84条 機構は、職員(非常勤職員等を含む。)の人事管理方針に関する規程等を整備し、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 職員の懲戒基準
- (3) 長期在籍者の存在把握

第10章 役員等の責任の一部免除又は限定

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第85条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、国土交通大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第11章 雑則

(宅地建物取引等)

第86条 機構が行う法附則第11条第2項第1号の規定に基づく宅地建物取引においては、別に定めるところにより、宅地建物取引の専門家の確保に努め、適正かつ公平な宅地建物取引を行うよう、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)で定める手法に準じた手法によって業務を行うものとする。

2 機構が行う法附則第11条第2項第1号の規定に基づく不動産特定共同事業においては、別に定めるところにより、不動産特定共同事業の専門家の確保に努め、適正かつ公平な不動産特定共同事業を行うよう、不動産特定共同事業法(平成6年法律第77号)で定める手法に準じた手法によって業務を行うものとする。

(その他の業務の方法)

第87条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

- 2 前項の細則を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更したときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 日本鉄道建設公団一般業務方法書、日本鉄道建設公団特例業務方法書及び運輸施設整備事業団業務方法書の規定によりした手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。

附 則(平成15年11月12日機構規程第189号)

この規程は、平成15年11月12日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則(平成16年6月1日機構規程第19号)

この規程は、平成16年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成17年8月1日機構規程第32号)

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年7月13日機構規程第21号)

この規程は、平成18年7月13日から施行し、同年5月17日から適用する。但し、第50条第2号の改正規定については、同年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月27日機構規程第61号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月2日機構規程第73号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月1日機構規程第19号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日機構規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年8月21日機構規程第28号)

この規程は、平成27年8月26日から施行する。

附 則(平成28年3月18日機構規程第70号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年11月18日機構規程第44号)

この規程は、平成28年11月18日から施行する。

附 則(平成30年8月31日機構規程第24号)

この規程は、平成30年8月31日から施行する。

附 則(令和2年11月27日機構規程第24号)

この規程は、令和2年11月27日から施行する。

附 則(令和3年4月1日機構規程第5号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日機構規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。